

## 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則二二―二三八

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則二二―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中

「契約局長

県民共生局長」

を 県民スポーツ

「契約局長

県民共生局長」

「地域包括ケ

「地域包括ケア局長

医療政策局

文化局長 に改め、「スポーツ局長」を削り、食品安全局長

を 健康政策局

雇用労働局長」

食品衛生安

雇用労働局

ア局長

「技術評価幹

共生推進幹

長

「技術評価幹

危機対策幹

長 に改め、

危機対策幹

を地域エネルギー企画幹

に改め、

「家畜衛生幹

全局長

児童虐待対策幹

児童虐待対策幹

副参事」

長」

感染症対策幹」

医療政策幹

ワクチン対策幹

感染症対策幹」

「家畜衛生幹

を 全国植樹祭推進幹

に改め、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「副課長

産業基盤対策幹

副参事」

（労働関係に関する事務、秘書事務又は教育政策の企画を所掌するものに限る。）」「  
副課長（労働関係に関する事務、秘書事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に關する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）」「に改め、「主幹（労働関係に関する事務、秘書事務又は教育政策の企画を所掌するものに限る。）」を「主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）」に改め、「総務課の主査（労働

関係に関する事務、秘書事務又は法規審査に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）を「総務課の主査（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）」に改め、「教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）を「教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。